

# 福井市上文殊小学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月1日 改定

はじめに、学校の思いや考え方を基本方針の前文を記載し確認します。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童生徒が十分に理解することが大切です。

本基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するためのものです。

ー福井県いじめ防止基本方針よりー

## 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、本校は、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり互いに助け合えるようにするための心の教育を重視します。また、その良心に従い、勇気をもって行動できるようにするための取組を積極的に行います。
- (2) 本校は、すべての児童が、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることが分かり、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないことを理解できるようにします。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習やその他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、家庭、地域および市、市教育委員会、関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。
- (4) いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

## 2 いじめの定義と判断について

「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

## 3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

### ○より良い学校創りに向けて協働の推進

児童の協働的な活動を通して、児童の多面的な能力を引き出し、児童同士の協力体制やチーム意識を高めることで、お互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

### ○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

### ○異学年交流や交流授業、体験活動の推進

縦割り活動や異学年交流授業、体験活動、地域の行事への参加等を通して幅広い人間関

係を構築する中で、お互いの理解を深め合いながら助け合う心を育てます。

#### ○道徳教育の推進

道徳科の教科書や心のノート、資料等を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 発達段階に応じて、幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

(3) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

#### ○評価項目

##### 【教職員】

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

##### 【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

##### 【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組みを、学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

(4) いじめの未然防止

#### ○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、授業研究を行い、児童が楽しく学べ、「分かった」「できた」を数多く実感することができる教育に努めます。

#### ○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を積極的に行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が互いに認め合い励まし合う「絆づくり」を進めます。

#### ○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等での児童の主体的な活動を充実させ、達成感や次の活動への意欲を高められるように取り組みます。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用について、家庭と連携しながら児童に呼びかけや意識付けを行い、保護者に対して家庭でのルールづくり（スマートルール）等の重要性についての啓発を行います。

○以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行います。

①発達障害等の障害のある児童

②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

④東日本大震災で被災した児童、または原子力発電所事故により避難している児童

(5) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候を見逃さないという意識をもち、積極的ないじめを認知するよう努めます。また、連続して欠席した場合には、家庭と連携して精神的な苦痛等がないか把握します。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための毎月自己チェックを行い、不規則な生活を送っていないか、心身の変化が感じられないか等を学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、からかわれたりいやな思いをしたりしたことも含め、問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、教員間での共通理解を図り、学校生活全般での見守り体制をとります。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(6) いじめの事案対処

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認し、保護者の理解と協力を得ながら、適切な指導を行います。

○特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげます。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係

機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

(7) いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。
  - ・ 重大事態が発生した旨の市教育委員会への速やかな報告
  - ・ 学校が調査主体になる場合の、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の速やかな報告
  - ・ 市が調査主体になる場合の、事実関係を明確にするための調査協力

(8) いじめの解消について

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為がやんだ後、相当期間（3か月を目安）を経過していること。
- ② 被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

- (構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等
- (活動) ・未然防止の取組を体系的、計画的に実施できるようにするための「いじめ防止プログラム」の作成
  - ・ 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
  - ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」や児童間の「絆づくり」についての協議
  - ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
  - ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
  - ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
  - ・ 学校におけるいじめ問題への取組の点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

- (活動) ・ 当該いじめ事案の対応方針の決定
  - ・ 個別面談による情報収集
  - ・ 継続的な支援
  - ・ 護者や地域との連携・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携

被害者への対応 [学級担任・養護教諭]

- 1 話をうなずきながら聴く。
- 2 本人の訴えた言葉を繰り返す。
- 3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える。
- 4 分からないことを質問する。
- 5 本人が努力していることを支持する。

加害者への対応 [学級担任・生徒指導主事]

- 1 事実を明確にし、事実に従って指導する。
- 2 相手の身になってよく考えさせ、反省を求める。
- 3 社会で許されない行為で、相手は悩み苦痛を味わっていることに気づかせる。

傍観者への対応 [学級担任・生徒指導主事]

- 1 「観衆」や「傍観者」はいじめを助長する可能性のある存在であり、いじめを許さない気持ちが大事であることを指導する。
- 2 いじめられる側にも問題があるという受け止めは許されない。
- 3 相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。

保護者への対応 [学級担任]

- 1 保護者の心情を理解する。
- 2 事実だけをきちんと伝える。
- 3 具体的な助言をし、共に対応する姿勢を示す。

地域・マスコミへの対応 [教頭]

- 1 できるだけ早く、正確な情報を提供する。
- 2 メッセージを単純化し、決して嘘はつかない。
- 3 被害者に対して思いやり・いたわりの心をもって対応する。